

融資期間と融資利率が変わりました

市内中小・零細企業者の経営基盤の安定を図るため、大川市融資制度の一部を改正しました!!
事業運営資金として、低利な融資制度をご活用ください。

小口零細企業資金融資制度

資金用途	運転資金・設備資金		
融資額	1,250万円以内 ※すでに保証協会の保証付融資を受けている場合、その残高を含む		
融資期間	5年以内(6か月以内の据置)	10年以内(2年以内の据置期間)	
申込窓口	大川商工会議所		
保証人	原則として法人の場合は代表者、個人の場合は不要		
担保	必要に応じ徴する		
融資利率	年1.6%	年1.45%	利子補給 左記利率から更に市から0.5%分の利子補給あり
信用保証料率	1.85%以内(信用保証協会所定の保証料率から市の補填を差引いた率)割引あり		
要件	市内に主たる事務所又は事業所を有し、中小企業信用保険法第2条3項に定める小規模企業者で、常時使用する従業員20人(商業・サービス業は5人)以下の法人、個人であって、市税の滞納がなく、融資金の償還・利子の支払いが確実に認められること		

小口事業資金融資制度

資金用途	運転資金・設備資金		
融資額	1,250万円以内 【特別小口1,250万円以内】		
融資期間	5年以内(6か月以内の据置)	10年以内(2年以内の据置期間)	
申込窓口	大川商工会議所		
保証人	原則として法人の場合は代表者、個人の場合は不要 【特別小口扱い分は不要】		
担保	必要に応じ徴する 【特別小口扱い分は不要】		
融資利率	年1.7%	年1.55%	(特別小口扱い分・セーフティネット1~6号利用の場合 1.5% 1.35%)
利子補給	上記利率から更に市から0.5%分の利子補給あり		
信用保証料率	1.6%以内(信用保証協会所定の保証料率から市の補填を差引いた率)割引あり		
要件	市内に主たる事務所又は事業所を有し、中小企業信用保険法第2条に定める事業を現に営む中小企業者であって、市税の滞納がないこと・融資金の償還及び利子の支払いが確実に認められること		

特別小口扱いは、常時使用する従業員の数が20人(商業・サービス業は5人)以下の個人事業主であり、1年以上引き続き市内で同一業種の事業を行っていること

短期資金融資制度

資金用途	運転資金		
融資額	300万円以内		
融資期間	1年以内		
申込窓口	市内各金融機関		
保証人	原則として法人の場合は代表者、個人の場合は不要		
担保	必要に応じ徴する		
融資利率	年1.7%	年1.55%	(特別小口扱い分・セーフティネット1~6号利用の場合 1.5% 1.35%)
利子補給	上記利率から更に市から0.5%分の利子補給あり		
信用保証料率	1.6%以内(信用保証協会所定の保証料率から市の補填を差引いた率)割引あり		
要件	市内に主たる事務所又は事業所を有し、中小企業信用保険法第2条に定める事業を現に営む中小企業者であって、市税の滞納がないこと・融資金の償還及び利子の支払いが確実に認められること		

「指名願」および「小規模工事等契約希望者登録」受付

【大川市競争入札参加資格審査申請の受付】

平成27年度に市が発注する工事等請負について競争入札に参加を希望する市内業者の人は、「競争入札参加資格審査申請書」を提出してください。

【大川市小規模工事等契約希望者登録申請受付】

平成27年度に市が発注する小規模な工事および修繕の契約を希望する人で、大川市建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されておらず、大川市内に主たる事業所を有する場合は、「大川市小規模工事等契約希望者登録申請書」を提出してください。

対象業種 建築一式、大工、左官、電気、管、ガラス、板金、建具、塗装、内装仕上げ、畳

※1登録業者が登録できる業種は3業種まで

発注の範囲 1件の予定価格50万円未満に限る

※提出書類および注意事項など、担当課で配布中の「提出要領」(市ホームページ掲載)を確認のうえ、申請書に必要書類を添付し提出してください。

受付期間 7月1日(水)~15日(土)(土・日曜日を除く)

※郵送による提出は不可。

受付時間 9時~11時45分、13時30分~16時30分

受付場所 市役所3階第4委員会室

有効期間 9月1日~平成28年8月31日

市総務課契約管財係 ☎85-5564

大川市で新しく創業する人をサポートします!!



平成26年1月20日に施行された産業競争力強化法に基づき、地域における創業の促進を目的として、市区町村が創業支援事業者と連携して策定する「創業支援事業計画」を大川市においても策定し、国から認定を受けました。

「創業支援事業計画」とは?

大川市と民間の創業支援事業者(商工会議所、金融機関など)が連携し、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催、事業資金の融資などにより創業を目指す方の支援をするものです。

また、大川市が「創業支援事業計画」認定を受けたことで、市内で創業する人は、国による「創業者・第二創業者向け補助金」などの重点的な支援を受けることができます。

市インテリア課 ☎85-5582